

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第九号（一）（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十号（一）（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第五十一号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。